給与支払報告書 光ディスク等による調製方法等について

盛岡市 財政部 市民税課 令和6年 11 月改訂

目 次

1 給	今支払報告書を光ディスク等により調整する場合の規格	等について
(1)	光ディスク等規格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
(2)	ファイル仕様 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
(3)	レコード内容及び記録要領	4~15ページ
2 各耳	頁目の記録及び提出に当たっての留意事項について	
(1)	各項目共通 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	16 ページ
(2)	住所、居所又は所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 ページ
(3)	氏名又は名称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 ページ
(4)	外字の取扱い	18 ページ
(5)	提出にあたっての留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18 ページ

1 給与支払報告書を光ディスク等により調整する場合の規格等について

(1) 光ディスク等規格

提出することができる光ディスク (CD・DVD) は、次に掲げるものとする。

種類		CD	DVD			
サイズ		12 cm	12 cm			
規格		CD-R	DVD-R			
記憶容量		650MB	片面 4.7GB			
記録	フォーマット	ISO 9660 (Level2) /Joliet※				
記 フォーマット 録 形 ファイル形式		CSV (カンマ区切形式)				
記録コード		シフト JIS				
漢字水準		JIS 第1水準及び第2水準				

[※] 書き込みは、ディスクアットワンス (シングルセッション) 方式とする。

(2) ファイル仕様

ファイル名は、「315dat**.txt」と記録する。

なお、ファイル名の一部にある「**」には、ファイル数により、「01」~「99」を記録する。

- (例) 2枚のCDに分けて提出する場合
- ・ 1 枚目の CD に格納するファイル名 ・・・・・ 「315dat01.txt」
- ・ 2枚目のCDに格納するファイル名 ・・・・・ 「315dat02.txt」

(3) レコード内容及び記録要領

項番	項	[目名	入力文字基準		記録要領
1	法定資料0	り種類	半角	3 文字	「315」を記録する。
2	整理番号1		半角	10 文字	税務署から連絡されている「整理番号1(10 桁の数字)」を記
	E-IH-V	•	1 / 1	10 // 1	録する(記録を省略しても差し支えない。)。
3	本支店等国	文分番号	半角	5 文字以内	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分す
	71-20/11 (1)		1 / 1	0 7 1 5 1 1	る番号(一連番号、支店番号等)を記録する。
4	提出義務 所) 又は所	者の住所(居 在地	全角	60 文字以内	提出義務者の住所(居所)又は所在地を記録する。
5	提出義務 名称	者の氏名又は	全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録する。
6	提出義務者	省の電話番号	半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録する。 (例)「03-1234-5678」、「03(1234)5678」
7	整理番号 2	2	半角	13 文字	税務署から連絡されている「整理番号2(13 桁の数字)」を記録する(記録を省略しても差し支えない。)。
8	提出者の信 は所在地	主所(居所)又	全角	60 文字以内	記録を省略する。
9	提出者のほ	氏名又は名称	全角	30 文字以内	記録を省略する。
10	訂正表示		半角	1 文字	提出済みの誤りレコードを訂正(取消しを含む。)するための
	11 正次//、		1 / 1	1 大丁	レコードの場合には「1」、その他の場合には「0」を記録する。
11	年分		半角	2 文字	支払の確定した年を和暦で記録する。 なお、元年~9 年については、前ゼロを付加して「01」~「09」と 記録する。
12		住所又は居 所	全角	60 文字以内	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。
13	支 払 を 受ける者	国外住所表 示	半角	1 文字	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」 を、国外である場合には「1」を記録する。
14		氏名	全角	30 文字以内	支払を受ける者の氏名を記録する。
15		役職名	全角	15 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
16	種別		全角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
17	支払金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
10	十-+1 人 佐石		1/4 /A	10 本合以上	(注)未払金額を含む。
18	未払金額	売込公 の公上	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
19		空除後の給与 調整控除後)	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
20	所得控除@	の額の合計額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
21	源泉徴収税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)未徴収税額を含む。
22	未徴収税額		半角	10 文字以内	(住)不倒収枕顔を含む。 書面による場合の記載に準じて記録する。
22	/个1以4又4元百	Ċ.	十月	10 文于以口	書面による場合の記載に準じて記録する。
23	23 (源泉)控除対象配偶者 の有無		半角	1 文字	主たる給与等において、控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除配偶者)を有する場合には「1」、それ以外の場合には「2」を記録する。
					また、従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有する場合には「3」、それ以外の場合には「4」を記録する。
					場合には13]、て私以外の場合には14]を記録する。

項番	項目名			入	力文字基準	記録要領
			. 1. 6		老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合	
24	老人控除対象配偶者		半角	1 文字	には「0」を記録する。	
25	配偶者(紫	寺別) 控隊	余の額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
26		特定	主	半角	2 文字以内	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他の区分及び主
27		10 YE	従	半角	2 文字以内	たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記
28			主	半角	2 文字以内	載に準じて記録する。
	控除対		上			
29	象扶養	老人	0	半角	2 文字以内	
23	親族の	-0/0	内	1 /3		
	数		訳			
30			従	半角	2 文字以内	
31		その他	主	半角	2 文字以内	
32			従	半角	2 文字以内	
33	障害者	特別障	害者	半角	2 文字以内	障害者の数を特別障害者とその他の障害者の区分に応じ、
34	の数	上の内	訳	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
35		その他		半角	2 文字以内	
36	社会保険料等の金額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。	
37	上の内訳		半角	10 文字以内	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。	
38	生命保険	料の控除	全額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
39	地震保険			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
	住宅借入			173	1000,011	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	等の額		77122/77	半角	10 文字以内	
41	旧個人年	金保険料	斗の金	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
40	額	A =1 =c/	=	V/ /7	10 70 10	キア)ェレス 旧人 のご サルマ 海 ルマ
42	配偶者の			半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
43	旧長期損 額	害保険	斗の金	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
44	,,,,		元号	半角	1 文字	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場
45	可似书。	5 th	年	半角	2 文字	合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平
46	受給者 ∅ 月日	ノ生年	月	半角	2 文字	成は「4」、令和は「5」、その他は「9」を記録し、また「年」、「月」及 び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場
47						合は前ゼロを付加して記録する。
47			目	半角	2 文字	(例)「令和元年9月30日 → 5,01,09,30」
48	夫あり		半角	1 文字	記録を省略する。	
49	未成年者		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。	
50	乙欄適用			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
51		特別障		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
52	本人が	その他害者	1の障	半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
53	老年者			半角	1 文字	記録を省略する。

項番]	項目名		入	力文字基準	記録要領
54	寡婦			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合で、特例の規定に該当する寡婦の場合には「2」、その他の寡婦の場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記載する。
55	寡夫			半角	1 文字	記録しないでください。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成 する場合で、該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を 記録する。
56	勤労学生			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
57	死亡退職	Ì		半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
58	災害者			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
59	外国人			半角	1 文字	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
60		中途就職 職の区分		半角	1 文字	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の
61	中 途 就・退	年		半角	2 文字	場合には「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2
62	職	月		半角	2 文字	桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。
63		日		半角	2 文字	(例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
64		住所(居所) 又は所在地		全角	60 文字以内	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。
65		国外住	所表	半角	1 文字	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。
66	他の支	氏名又 称	は名	全角	30 文字以内	他の支払者の氏名又は名称を記録する。
67	払者	給与等 額	の金	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
68		徴収した	金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
69		控除した社会		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
70	災害者に 税額	災害者に係る徴収猶予 税額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
71			年	半角	2 文字	書面による場合の記載に準じて記録する。
72	他の支払者のもと 月を退職した年月日 日		月	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」につい
73			日	半角	2 文字	ては和暦とする。)。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
74	住宅借力		年	半角	2 文字	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家
75	別控除等屋居住年	•	月	半角	2 文字	屋への居住開始年月日を記録する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
76	(1回目)	日	半角	2 文字	また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2 桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する。(「年」に ついては和暦とする。)。 (例)「平成 28 年 9 月 30 日 → 28,09,30」
77	住宅借入金等特別適用数	控除	半角	1 文字	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2 第1項の適用を受ける場合には「2」を記録する。
78	住宅借入金等特別可能額	控除	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	半角	2 文字	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録する。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する特定取得に該当する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合を含む。)で、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について記録する。

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領
80	住宅借入金等の額 (1回目)		半角	8 文字以内	租税特別措置法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定にする増改築等住宅借入金等の金額を記録する。また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1 回目の所得税における住借控除の適用について、租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する(特定増改築等)住宅借入金等の金額を記録する。
81	<i></i>	年	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除 の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適
82	住宅借入金等特別控除等適用家 屋居住年月日 (2回目)	月	半角	2 文字	用を受ける家屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2
83		日	半角	2 文字	桁を使用し、1 桁の場合は前ゼロを付加して記録する(「年」については和暦とする。)。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」

項番	項目名	入	力文字基準	記録要領
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。
85	住宅借入金等の額 (2回目)	半角	8 文字以内	被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除 の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適 用について租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項 若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若し くは第8項の規定により所得税における住借控除の適用を受け る場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を 記録する。

項番	項目名	入	力文字基準	記録要領
86	摘要	全角	300 文字以	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住借区分(何回目)××」、所得税における住借控除の適用を受ける家屋への居住開始年月日を「住借控除居住年月日(何回目)××年×メ月××日」、住宅借入金等の額を「住借額(何回目)××米円」と記録する。 退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族がいる場合には、その者の氏名、配偶者である場合は「退配」又は扶養親族である場合は「退扶」、生年月日(「元号」については、明治「1」、大正「2」、昭和「3」、平成「4」、令和「5」を記録し、「年」、「月」及び「日」については、2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。)、住所(同居の場合には「同」、別居の場合には「別」を記録する。)、障害者である場合は「普」又は特別障害者である場合は「特」、配偶者が非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳未満又は70歳以上の非居住者である場合は「1」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者でである場合は「2」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者で管害者である場合は「3」、扶養親族が30歳以上70歳未満の非居住者でを活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者である場合は「4」、又は国内居住者である場合は「0」、合計所得金額の見積額を記録する。納税者が寡婦又はひとり親に該当しない場合は「0」、寡婦(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「1」又はひとり親(退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。)に該当する場合は「2」を記録する。
87	新生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
88	旧生命保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
89	介護医療保険料の金額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
90	新個人年金保険料の金 額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
91	16 歳未満扶養親族の数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する
92	国民年金保険料等の金 額	半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
93	非居住者である親族の 数	半角	2 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
94	提出義務者の個人番号 又は法人番号	半角	13 文字以内	提出義務者の個人番号(12 桁の数字)又は法人番号(13 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
95	支払を受ける者の個人番号	半角	12 文字	支払を受ける者の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名		入	力文字基準	記録要領
96		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配 偶者)の氏名のフリガナを記録する。
97		氏名	全角	30 文字以内	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配 偶者)の氏名を記録する。
98	(源泉·特別) 控除対象配 偶者	区分	半角	2 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配 偶者)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」 を記録する。
99		個人番号	半角	12 文字	控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者 (年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配 偶者)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
100		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
101		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。
102	控除対象扶 養親族(1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
103		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
104		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
105		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。
106	控除対象扶養親族(2)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(2)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
107		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名	1	入	力文字基準	記録要領
108		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
109	110 控除対象扶養親族(3)	氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。
110		区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(3)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
111		個人番号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
112		フリガナ	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
113		氏名	全角	30 文字以内	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。
114	控除対象扶	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(4)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録する。
115		個人番 号	半角	12 文字	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
116		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。
117		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。
118	16 歳未満の	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ 以外の場合には「00」を記録する。
119	扶養親族(1)	個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成28 年度(平成27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
120	16 歩土港の	フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。
121	16 歳未満の 扶養親族(2)	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。
122	1/1 K ///UU//\\U/	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ 以外の場合には「00」を記する。

項番	項目名		入力文字基準		記録要領
123		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
124		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。
125	16 歳未満の - 扶養親族(3)	氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。
126		区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ 以外の場合には「00」を記録する。
127		個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
128		フリガナ	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。
129		氏名	全角	30 文字以内	16 歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。
130	16 歳未満の	区分	半角	2 文字	16 歳未満の扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ 以外の場合には「00」を記録する。
131	· 扶養親族(4)	個人番号	半角	12 文字	16 歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12 桁の数字)を記録する。 (注)平成 28 年度(平成 27 年分)以前の給与支払報告書を 作成する場合には、記録を省略する。
132	5 人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号		全角	100 文字 以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号		全角	100 文字 以内	書面による場合の記載に準じて記録する。
134	普通徴収		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
135	青色専従者		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
136	条約免除		半角	1 文字	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。
137	支払を受ける者のフリガ ナ		半角	60 文字以内	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。
138	受給者番号		半角	25 文字以内	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を 記録する。
139	提出先市町村コード		半角	6 文字	該当の全国地方公共団体コードを記録する。
140	指定番号		半角	12 文字以内	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町 村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の 指定番号がない場合には、記録を省略する。
141	基礎控除の額		半角	10 文字以内	書面による場合の記載に準じて記録する。 (注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成する場合には、記録を省略する。

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
				書面による場合の記載に準じて記録する。
142	所得金額調整控除額	半角	10 文字	(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成
				する場合には、記録を省略する。
				該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。
143	ひとり親	半角	1 文字	(注)令和2年度(令和元年分)以前の給与支払報告書を作成
				する場合には、記録を省略する。

2 各項目の記録及び提出に当たっての留意事項

(1) 各項目共通

① 半角文字の「, (カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しない。

〈例〉 法定資料の項目・・・・・ × 1,200,000

O 1200000

② 記録すべき事項がない項目については記録を省略して区切りを表す「, (カンマ)」を記録する (CSV 形式では必ず「, (カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。)

〈例〉 半角の項目が記録不要の場合・・・・・ 前の項目,,後の項目

(2) 住所、居所又は所在地

① 都道府県名から順次記録する。

ただし、都道府県名については省略しても差し支えない。

〈例〉 ○ 東京都中央区銀座1-1-1

- 中央区銀座1-1-1
- 大阪市中央区大手前2-2-2
- × 中央区大手前2-2-2 ⇒ 大阪市中央区大手前2-2-2
- ② 正式な町名にカナが含まれている場合を除き、漢字で記録する。

〈例〉 × 名古屋市港区アキハ1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1

- × 名古屋市港区あきは1-1-1 ⇒ 名古屋市港区秋葉1-1-1
- 名古屋市港区いろは町2-2-2
- ③ ~県、~市、~村等の「県」「市」「村」等の文字については省略しない。また、句読点等によって代替しない。

〈例〉 × 神奈川 横浜 港北 新横浜 1-1-1

- × 神奈川、横浜、港北、新横浜、1-1-1
- 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1
- ④ 都道府県、市町村、字等の区切りは不要であるが、全角スペース1文字分の区切りがあっても差し支えない。

〈例〉 ○ 神奈川県横浜市港北区新横浜1-1-1

- 神奈川県□横浜市□港北区□新横浜□1-1-1
- × 神奈川県、横浜市、港北区、新横浜、1-1-1
- × 神奈川県□□横浜市□□港北区□□新横浜□□1-1-1

⑤ 住所の記載に当たって、「丁目」「番地」「号」等の文字の代わりに記号を使用する場合は、「-」「~」「・」(全角)を使用することができるが、それ以外の記号は使用しない。

〈例〉 ○ 千代田区丸の内1-1-1

○ 千代田区丸の内1~1~1

× 千代田区丸の内1、1、1

- ⑥ 様方や気付は、この項目に記録し、氏名又は名称の項目には記録しない。
- ⑦ 郵便番号は記録しない。

(3) 氏名又は名称

- ① 個人の姓と名の区切りには、全角スペース1文字分を記録する。 ただし、区切りがない場合は、そのままでも差し支えない。
- ② 個人の肩書等は記録しない。

〈例〉 × 税理士 総務 太郎 ⇒ ○ 総務 太郎

③ 法人の代表者名等は記録しない。

〈例〉 × 総務産業株式会社 代表取締役 総務 太郎 ⇒ ○ 総務産業株式会社

④ 法人の組織名には必ずカッコ(全角)を付す。

 〈例〉○
 総務産業(株)
 ○ (株)総務産業

 ○
 総務産業(株)
 ○ 株)総務産業

 ×
 総務産業/株
 × (株 総務産業

 ×
 総務産業/株
 × 株、総務産業

組織名	略称			
邓山和以行	漢字	カナ		
株式会社	株、KK	カ、カブ		
有限会社	有、UK	ユ、ユウ		
合資会社	資	<i>⇒</i>		
合名会社	名	メ、メイ		
医療法人	医	1		
協同組合	協	キョウ		
農業協同組	農	ノウ		
合				
漁業協同組	漁	ギョ		
合				

組織名	略称			
水丘水火石	漢字	カナ		
企業組合	企、企業	キ、キギョウ		
組合連合会	組連	クミレン		
財団法人	財	ザイ		
社団法人	社	シャ		
社会福祉法人	福	フク		
宗教法人	宗	シュウ		
学校法人	学	ガク		

(4) 外字の取扱い

JIS 第1水準及び第2水準以外の漢字、カナ、記号等(以下「外字等」という。)及び半角文 字は、次のとおり取扱う。

- ① 半角文字のカナ、英数字、記号、丸付き数字、カッコ付き漢字等は、JIS 第1水準及び第2 水準の全角文字に変換する。
- ② 人名等に使用されている漢字等で、他の文字に変換できないものが含まれている場合には、 原則として、その人名等をカナで記録する。
- ③ 外字がいわゆる異字体又は旧字体の場合で、それらを統一文字又は新字体に変換できるも のは、それぞれの文字に変換する。

〈例〉 「德田」 ⇒ 「徳田」 「齎藤」 ⇒ 「斉藤」

(5) 提出に当たっての留意事項

- ① 光ディスクの提出の際には、正本・副本の両方を提出する。
- ② 提出する媒体には、次の事項を明示する。

光ディスクにより提出する場合には、レーベル面に次の記載事項を記入したラベルを貼付 するか、油性のフェルトペン等で記載する。※ 筆先の硬い筆記用具は使用しない。

【記載事項】

(7) 提出先市町村名

- (イ) 提出者名 (ウ) 提出者住所
- (エ) 個人番号又は法人番号 (オ) 指定番号
- (カ) 提出件数

- (キ) 提出年月日
- (ク) 正本・副本の区別 (ケ) 総枚数及び一連番号
- ③ 提出された光ディスクは返却しない。
- ④ 提出の際には、ファイルがコンピュータ・ウイルスに感染していないことを十分に確認する。